

内閣参質一九八第六三号

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員石橋通宏君提出インドネシア共和国におけるチレボン石炭火力発電所拡張事業に係る関係者による不正行為と国際協力銀行による公的融資の貸付実行等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

C

O

参議院議員石橋通宏君提出インドネシア共和国におけるチレボン石炭火力発電所拡張事業に係る関係者による不正行為と国際協力銀行による公的融資の貸付実行等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「チレボン石炭火力発電所拡張事業」（以下「本事業」という。）において、御指摘の「現代建設」と御指摘の「CEPR」（以下「事業者」という。）との間で設計・調達・建設契約が締結されていることは承知しているが、その内容については、事業者等の商業上の秘密に該当し、仮にこれを公にする場合には事業者等の競争上の地位等を害するおそれがあるため、株式会社国際協力銀行（以下「JBI C」という。）がこれを明らかにすることはできないものと承知している。

二について

本事業で使用している土地は全体で二百四・三ヘクタールであり、そのうち九・三ヘクタールについては事業者が私有地を購入し、百九十五ヘクタールについては事業者がインドネシア共和国政府から公有地を借地しているものと承知している。当該私有地購入に係る代金支払の責任主体は事業者であるが、購入代金の水準については、事業者の商業上の秘密に該当し、仮にこれを公にする場合には事業者の競争上の

地位等を害するおそれがあるため、J B I C がこれを明らかにすることはできないものと承知している。

本事業で使用される土地に関するものも含め、地域住民から本事業に関する苦情等が出た場合には、事業者が適切に対応するものと承知している。

三及び四について

お尋ねの J B I C を含む銀行団からの貸付金の使途の詳細等や融資契約の内容については、事業者等の商業上の秘密に該当し、仮にこれを公にする場合には事業者等の競争上の地位等を害するおそれがあるため、J B I C がこれを明らかにすることはできないものと承知している。

五について

本事業に係る民間金融機関の融資の一部について、株式会社日本貿易保険（以下「N E X I」という。）は海外事業資金貸付保険の引受けを行っているところ、同保険の約款においては、保険契約者又は被保険者が、海外事業資金貸付に関して不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の贈賄に関する規定に違反したときは、N E X I は保険契約を解除することができる旨並びに保険契約者及び被保険者は、同法の規定に違反する贈賄行為に関わっていないこと及び今後とも関わらないことを N E X I に対して誓約しなけ

ればならない旨が規定されている。

六から九までについて

御指摘の「現代建設から前チレボン県知事への資金提供」については、現時点でJBICにおいてその事実関係を確認できていないものと承知しており、お尋ねにお答えすることは困難である。

十について

JBIC及びNEXIについては、「公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告」等を踏まえ、支援対象となる契約に関し贈賄の事実が支援承認の前に明らかとなった場合には当該支援を行わないことや支援承認の後に明らかとなった場合には貸出しの停止、保険金支払の拒否等の措置を執ることなどによって、贈賄等の不正行為に適切に対応しているものと承知している。

十一について

御指摘の公判における供述は、JBICにおいて確認できていないものと承知している。また、御指摘の「資金提供へのCEPRの関与の可能性」については、JBICにおいて、事業者からの聴取等の情報収集に努めたところであるが、現時点でその事実関係を確認できていないものと承知している。

